

協議 2 色彩基準について

【概要】県内の景観計画策定団体は、強調色（アクセントカラー）を使える割合が示されており、また色彩基準以外の色彩を使用する前提として記述されている。

山武市は強調色が利用できる割合が示されておらず、また色彩基準以外の色彩の使用に関する記述がない。

【協議の内容】

- 1 強調色の割合を定めるか。定めた場合、割合はどのくらいか。
- 2 現在の色彩基準を超える色彩の使用の可否について

【協議の結果について】

景観計画を変更する結果となれば、その結果に基づき改めて審議いたします。

《参考》強調色の使用範囲の状況（県内景観計画策定団体：一般地域）

団体名	割合	対象か所等	備考
市川市	10%未満	建築物及び工作物の開口部を含む外観各面	
我孫子市	1/15 以下	建築物の外壁 (色彩の指定あり。)	蛍光色を除き 1/45 は色彩の指定なし。
柏市	1/5 以内	建築物等の外壁各面	
流山市	1/10 未満	見付面積	
市原市	1/5 未満	建築物の見付面積	
浦安市	1/5 未満	各面	
船橋市	1/5 未満	見付面積	
千葉市	1/5 未満	見付面積	
松戸市	1/5 未満	外壁・外装の各面	
茂原市	1/5 未満	見付面積	
成田市	1/5 以下	外壁・屋根の立面積	
袖ヶ浦市	1/5 以内	見付面積 (色彩指定あり。)	
鎌ヶ谷市	5%以下	見付面積	
大網白里市	10%まで	壁面全体	
木更津市	1/20 以下	建築物の外壁各面	補助色の使用面積(1/5 以下)と強調色の使用面積の和は 1/5 以下
山武市	彩度や明度の高い色彩については、使用する色彩相互の調和や量のバランスに配慮し、全体の色調を引き締める効果を持つ強調色として使用すること。(景観計画P50)		

※共通事項 強調色は、地域の景観に応じて適切に用いる。